

改正

## 安全運転管理者業務の解説③

～ 酒気帯び確認の時期(その2)～

### 【④長時間の運転などで仮眠をとる場合の例】



### 【⑤交替制勤務などで仮眠をとる場合(日をまたぐ場合あり)の例】



### 【⑥その他の例】

- 公共交通機関等で出張し、出張先でレンタカーを業務目的で運転する場合  
→ 一時的にレンタカーを使用する場合は、酒気帯び確認は不要です。
- 社用車が不足するなどし、私有車で業務目的の運転をさせる場合  
→ 一時的に私有車を使用する場合は、酒気帯び確認は不要です。

レンタカーや私有車などを一時的に使用する場合は、安全運転管理者業務の対象外となります。しかし、車両等の使用者が、その業務目的で車両等を運転させる場合には、レンタカーや私有車であっても、飲酒運転などの法令違反をさせないよう管理することは必要です。

- 原動機付自転車や自転車で業務目的の運転をさせる場合  
→ 安全運転管理者業務としての酒気帯び確認は不要です。

安全運転管理者業務という自動車には、原動機付自転車や自転車は含まれません。しかし、車両等の使用者が、その業務目的で車両等を運転させる場合には、原動機付自転車や自転車であっても、飲酒運転などの法令違反をさせないよう管理することは必要です。

- 業務の途中で自動車を乗り換えた場合  
→ 乗り換えごとの酒気帯び確認は不要です。

業務の中で自動車を乗り換えても、一連の業務としての運転が途切れるわけではありません。乗り換えを含めた一連の業務としての運転前後に酒気帯び確認をしてください。